

令和 8 年度坂本内谷線防護柵設置工事（担い手確保型）

特記事項

- ・ 施工時期は令和 8 年 11 月 16 日以降から着手すること。
- ・ 狹隘道路のため、令和 9 年 2 月末までに防護柵の基礎工事（ガードレール支柱及びレール設置は除く。）と舗装工事並びに石積復旧工事を完了し、令和 9 年 3 月 1 日から通行出来るようにしておくこと。